

* (アスタリスク) 表記の証明書は受理できません！

所得証明書や(非)課税証明書は、被扶養者の所得額(収入額)を確認するためにご提出いただいております。

0円もしくは所得額(収入額)の記載された証明書を取得するためには、市区町村窓口にて**税の申告**の手続きが必要です。

* (アスタリスク) 表記の証明書

数字(0) 表記の証明書

令和 4年度 市民税・県民税 課税(非課税)証明書

令和 4年 1月1日現在	住所	
	氏名	

所得金額 (令和 3年分)		所得控除額 (令和 3年分)			
給与支払金額	*****	雑 損	*****	本人障害	*****
総所得金額	*****	医療費	*****	寡 婦	*****
	以下余白	社会保険料	*****	ひとり親	*****
		小規模企業	*****	勤労学生	*****
		共済等掛金	*****	扶養控除等	*****
		生命保険料	*****	基礎控除	*****
		地震保険料	*****	所得控除合計	*****
		扶養控除等の内訳			
		配偶者	*****	特別 特定	*****
		その他 老人(うち同居)	*****	老人(うち同居)	*****
		特別障害(うち同居)	*****	普通障害	*****
		16歳未満の扶養親族数	*****	控除対象とならない同一生計配偶者	*****
		課税標準額			
		総所得・山林	*****	分離分	*****

税 額 (令和 4年度分)				
	所得割額	均等割額	合 計	年 税 額
市民税	¥0	¥0	¥0	¥0
県民税	¥0	¥0	¥0	

(備考) の同一生計配偶者です。
税額計算前税率(6%)で計算した市民税所得割額は、(0円)です。

令和 4年度 市民税・県民税 課税(非課税)証明書

令和 4年 1月1日現在	住所	
	氏名	

所得金額 (令和 3年分)		所得控除額 (令和 3年分)			
給与支払金額	¥0	雑 損	¥0	本人障害	¥0
総所得金額	¥0	医療費	¥0	寡 婦	¥0
	以下余白	社会保険料	¥0	ひとり親	¥0
		小規模企業	¥0	勤労学生	¥0
		共済等掛金	¥0	扶養控除等	¥0
		生命保険料	¥0	基礎控除	¥430.000
		地震保険料	¥0	所得控除合計	¥430.000
		扶養控除等の内訳			
		配偶者	*****	特別 特定	*****
		その他 老人(うち同居)	*****	老人(うち同居)	*****
		特別障害(うち同居)	*****	普通障害	*****
		16歳未満の扶養親族数	0人	控除対象とならない同一生計配偶者	無
		課税標準額			
		総所得・山林	¥0	分離分	¥0

税 額 (令和 4年度分)				
	所得割額	均等割額	合 計	年 税 額
市民税	¥0	¥0	¥0	¥0
県民税	¥0	¥0	¥0	

(備考) の同一生計配偶者です。
地方税法により、市民税・県民税は非課税です。

非課税証明書を取得したところ、所得金額欄がアスタリスク「*」となっているが、どういう意味か知りたい。

No.27165

ご参考
川崎市 よくある質問

回答

アスタリスク「*」の表示は、同一世帯内の扶養者に扶養されている方で、申告していない方の非課税証明書に表示されます。(例：同住所の父親に扶養されている小学生のお子様の非課税証明を取得した場合等)

同一世帯内の扶養者の申告により、扶養親族の要件内の所得(48万円以下)であることは証明できますが、実際の所得金額は、申告していただかなければ証明できないため、アスタリスク「*」を表示させていただいております。

非課税証明書に所得金額等の記載が必要な場合は申告の手続きが必要です(収入が無い方は無収入であることの申告をしていただくことにより、所得金額が0円と記載された非課税証明書が交付されます。)。詳しい手続きの方法につきましては、お住まいの区を担当している市税事務所市民税課(市税分室市民税担当)までお問い合わせください。

扶養・要件確認のお問合せ

人事労務課 共済係
1号館1階5番窓口
kyosai.adm@tmd.ac.jp

03-5803-5043

※お問合せはメールでお願いいたします。